

御船町農業委員会会議録

平成28年8月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 8 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員 (20 名)
会 長 1 番 鶴野 幸典
会長職務代理者 2 番 富田 早苗
委 員 3 番 荒木 義一
委 員 4 番 竹崎 幸雄
委 員 5 番 山本 富士夫
委 員 6 番 田中 安男
委 員 7 番 緒方 顯治
委 員 8 番 川地 良一
委 員 9 番 上田 洋介
委 員 10 番 山下 啓四郎
委 員 11 番 後藤 博文
委 員 12 番 藤村 俊治
委 員 13 番 藤田 邦弘
委 員 14 番 河地 友好
委 員 15 番 芥川 誠
委 員 16 番 藤本 隆盛
委 員 17 番 松岡 信浩
委 員 18 番 江藤 弘
委 員 19 番 吉住 健二
委 員 20 番 荒木 崇

議事日程

- 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 報告第 9 号 耕作証明書発行の件について
 - 9 その他
5. 農業委員会事務局職員
- | | | | |
|---|---|----|-----|
| 課 | 長 | 松永 | 正夫 |
| 係 | 長 | 山下 | 直樹 |
| 主 | 事 | 白石 | 加奈子 |

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 28 年 8 月の総会を始めさせていただきます。本日は 20 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 20 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 8 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、皆さん 8 月大変暑い中、出席いただき誠にありがとうございます。4 月地震依頼、4 ヶ月ほどたちましたが、昨夜も震度 3 の揺れがありました。まだまだ、安心が来ないようです。1 日でも早く収束することを望みます。今年は、梅雨明け以来猛暑ということで、毎日搬送されている方がニュースで報道されております。皆様方も健康に留意されて日々の作業にあたっていただきたいと思います。早速ではありますが、8 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。14 番 河地委員 18 番 江藤委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 33 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。

議案書3条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地目田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇〇 地目田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

③件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 〇〇県〇〇市〇区〇〇町大字〇〇△
〇〇 〇〇

④件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。4件6筆、町許可分の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。3条申請で所有権移転4件6筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。昨年、周辺農地を取得され、今回近辺の農地を耕作するといったことで申請が挙がりました。それでは、机上配布しております農地法第3条の調査書に基づき説明いたします。第2項第1号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、蕎麦の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第2項第4号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第2項第5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も150日以

上であり認められ、取得後の面積も 50a 以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第 2 項第 7 号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員の 5 番委員お願いいたします。

5 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3 条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲受人の息子が隣接地に自宅を建て残りの残地を父が買いたいということで、今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、16,721 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員 12 番藤村委員から説明をお願いいたします。

- 12 番 議 長 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。
- 全委員 議 長 はい、ございません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 事務局 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、では③について説明いたします。譲受人が、〇〇市内に在住しておりますが、以前は〇〇に住んでいました。この農地は以前から借り受けており、今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き粟の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、5,492 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、4番委員お願いいたします。
- 4 番 議 長 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。この方々は、親子間でありませうか。
- 4 番 議 長 苗字は同じではありますが、親子では有りません。
- 議 長 そうですか。只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。
- 全委員 議 長 はい、ございません。
- 議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④について事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、では④について説明いたします。調査書 4 ページをご覧ください。譲受人が現在耕作管理している農地であり、所有権移転の申請となりました。では調査書に基づき説明いたします。取得後は、引続きナス、カボチャの栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、20,341 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、4 番委員をお願いいたします。

4 番

はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、有った通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議議 長

只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員

はい、ございません。

議 長

では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第 34 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成 28 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
4 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 駐車場 1 件の申請です。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。4条の申請1件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。現地は〇〇であります。議案書7ページを確認ください。〇〇橋を渡り、右折し30m程進み信号を右へ入った箇所であります。現在御船町の仮設住宅が西側に建設されております。今回の申請地であります農地の区分といたしましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種低層住居専用地域)に定められた農地と判断しております。面積につきましては、 Δ m²であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種低層住居専用地域)に定められた農地ということで3種農地であります。役場より直線で1.5km位離れた東側を宅地、西側を道路、南側を宅地、北側を農地に囲まれた畑地の一角である。申請人は近隣住宅から要望、また、隣接地に熊本地震による仮設住宅が建設中であり、貸駐車場としての需要が十分見込まれるということから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑1筆 Δ m²であり、貸駐車場9台分にする計画であり、妥当と判断いたしました。駐車場としては妥当であると判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、砂利敷設により浸透、あるいは直接道路

側溝へ放流予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。被害防除計画としては、土地の境界にコンクリートブロック設置により土砂などの流失を予防する計画であります。8ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

異常なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。4条貸駐車場への転用申請でした。担当委員12番 藤村委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は住宅に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願います。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第35号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、10ページをご覧ください。

議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成28年8月10日提出 御船町農業委員会 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書5条は、7件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△㎡

大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△

社会福祉法人 〇〇〇学園 理事長 〇〇 〇〇〇

面積 2筆△㎡理由 5条許可所有権移転 転用目的 駐車場。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目畑 面積 △㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地△ 〇〇 〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇
理由 5条許可所有権移転 転用目的 駐車場です。
③物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑 面積△㎡。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇
譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇町△番地△
〇〇 〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。
④物件の表示 大字〇〇字〇〇 地目畑 面積△㎡。
譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇・〇〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
理由 5条許可所有権移転 転用目的 駐車場です。

⑤物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡。
大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡
大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇
大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇〇△番地
株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
理由 5条賃借権設定 転用目的 貸流通業務施設です。
田3筆計2,428㎡です。

⑥物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 個人住宅です。
⑦物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号
株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
理由 5条許可所有権移転(県) 転用目的 宅地分譲(8区画)
です。

以上農地法第5条所有権移転及び5条賃借権設定合計7件です。
議 長 はい、ありがとうございました。7件10筆です。では、①
番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 35 号受付番号①番 場所に関しては、15 ページをご覧ください。場所につきましては、解りづらいのですが、県道御船・甲佐線ですが、〇〇へ行く道路の先が申請地であります。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第 2 種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第 2 種農地にあたと判断いたしました。面積につきましては、△m²であります。(実際は△m²になります、雑種地が 2 筆含みます) 農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で 2 km 位離れた東・南側を畑地、北側を道路、西側を宅地に囲まれた農地である。申請人は、近隣で事業を営んでおりますが、4 月の熊本地震により隣接地で借りている駐車場が被災を受けた為、今回、職員及び来客用の駐車場ということで地権者と話が進み、県道にも面しており、幅員が広く出入りがしやすく、駐車場利用に適しているということで、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 28 年 11 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、雑種地が 2 筆含まれているが、その 2 筆も今回の駐車場 14 台分の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周

困の同意はいただいております。給排水計画につきましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画であります。被害防除計画として、県道に土砂が流出しないように注意します。16 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 17 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場への転用でございます。担当の 12 番委員お願いいたします。

12 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員
議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、18 ページをご覧ください。受付番号②番申請地の場所といたしましては、21 ページに記載しております。○○の○○であります。高速道下り車線側に○○○の裏の畑の一角であります。立地基準といたしまして、第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 5 k m ほど離れた東・北・南側を宅地、西側を畑地の一角であります。申請人は、隣接している有限会社○○○○の役員でもあり、従業員及び来客用の駐車場が以前から不足していた。このため、今回、隣接している農地の所有者と話が済み、駐車場整備として農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計

画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 28 年 11 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△ m^2 、駐車場 20 台分の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、自然浸透の計画であります。被害防除計画として、ありません。22 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 23 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、19 番委員説明をお願いいたします。

19 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。雨水に関しましてオーバーフローした分はホテルの雨水専用枡へ放流し水路へ流す計画でありました。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

2 番 写真を見る限り入口はどこから入るのですか。

19 番 ホテル専用駐車場ですからホテル側から入ってまいります。
議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送

付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、24 ページをご覧ください。受付番号③番。場所につきましては、26 ページに記載しております、確認ください。
先ほどの3条申請地に近い申請地であります。今回、分筆されて個人住宅を建設される計画であります。立地基準から説明いたします。第2種農地として考えております。面積といたしましては、△m²であります。申請地は、役場より2kmほど離れた東・北・西側を畑、南側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供も増えて手狭になった為、マイホーム計画を立てました。申請地は、祖母の実家が所有する土地でもあり、生活環境、交通の利便性も良く、職場に近いことから、今回個人住宅の計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、融資契約手続き、貸付証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年5月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△m²、個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、上水道を使用する計画です。排水に関しましては、汚水・雑排水は合併浄化槽による処理後南側の側溝へ放流する計画であります。雨水に関しましては、雨水浸透枳で処理、オーバーフロー分を南

側道路側溝へ放流計画であります。砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画であります。27 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 28 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅への転用申請でした。この担当委員 12 番委員お願いいたします。

12 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、29 ページをご覧ください。受付番号④番。場所につきましては、31 ページに記載しております、確認ください。〇〇学園付近の農地であります。立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△ m^2 であります。申請地は、役場より 5 k m ほど離れた東・北側を道路、西・南側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、近隣で自営業を営んでおり、日ごろから自宅への来客者が多く、今回、自宅に隣接している農地について、地権者と話が進み来客用の駐車場を整備する計画をし、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供す

ることの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 28 年 12 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△m²の敷地に自家用車 5 台分の駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無しです。雨水に関しましては、自然浸透、オーバーフロー分を町道路側溝へ放流計画であります。32 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 33 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場への転用申請でした。この担当委員 8 番委員お願いいたします。

8 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、34 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所につきましては、36 ページに記載しております、確認ください。県道の嘉島・甲佐線の通り沿いであり、農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。以前は、圃場整備された農地であります。判断理由といたしましては、農地法の運用に

ついて第2の1流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、県道の沿道の区域にある農地であります。面積といたしましては、△㎡です。転用目的としては、申請地は、第1種農地であるが、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、県道の沿道の区域にある農地ということで例外として転用が認められます。役場より5kmほど離れており、東・西側を道路、南側を水田、北側を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本地震によって被害を受けた〇〇〇にある〇〇〇の移転先で地権者と交渉した結果、話がスムーズに進んだ。その結果、申請者は、貸流通業務施設として、整備し、〇〇〇に貸し出すということで、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年2月20日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田3筆△㎡の敷地に貸流通業務施設の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。法令により義務つけられている行政庁との協議の進捗状況として、御船町開発指導審査要綱による継続協議中。上益城振興局と土木部工務課と道路の占用についても継続協議中です。給排水計画につきましては、給水に関しては、現状では前面の道路に上水道は来てはいませんが、65m先に本管が来ていますので農道を通して上水道を設置いたします。雨水に関しましては、敷地に排水枡を

4m置きに設置し排水パイプで東側の排水側溝放流する計画であります。汚水・雑排水は、合併浄化槽で東側排水溝へ放流する計画であります。37 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 38 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。駐車場への転用申請でした。この担当委員 2 番委員お願いいたします。

2 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、39 ページをご覧ください。受付番号⑥番。場所につきましては、41 ページに記載しております、確認ください。立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 2 km ほど離れた東側を畑地、西・北側を道路、南側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供も増え手狭になった為、マイホーム計画を立てました。申請地は、生活環境・交通の利便性も良く、子供の通学距離も考え、今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、資金証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定され

ている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの
確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 28 年 12 月
31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性
ですが、畑 1 筆△㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等
については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件
への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周
囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総
合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は
将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通
風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の
農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地
周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、
給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。
雨水・生活雑排水に関しましては、町下水本管へ接続する計画
であります。42 ページに配置図・平面図・排水計画が記載し
てあります。確認してください。現状の写真は 43 ページに記
載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許
可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅申請でした。この担
当委員 13 番委員お願いいたします。

13 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周
囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程を
よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明
がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたし
ます。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、
挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。
全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県
へ送付いたします。続きまして、⑦番を提案いたします。事務
局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、44 ページをご覧ください。受付番後⑦番。場所に関し
ては、46 ページに記載しております。確認ください。○○○
○から田 3 枚目になります。立地基準です。都市計画法第 8
条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に定められた農地であるた

め第3種農地と判断しました。面積としては、△㎡です。役場より直線で150mほど離れた東側を水田、西側を宅地、南側を水路・学校北側を道路に囲まれた水田の一角であります。申請人は、近年、道路整備も進み、周辺には公共施設や学校、大規模な商業施設が建設されるとともに医療施設や公園、周辺の住宅化も進み、生活環境の整った場所であることから、宅地分譲（8区画）の計画をし、農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、資金証明書及び通帳残高により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成28年10月30日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田1筆△㎡の敷地に分譲住宅（8区画）であり、1区画平均216㎡でもあり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を分譲住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、御船町開発指導審査要綱による審査会において協議は済んでおります。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、町下水本管へ接続する計画であります。47ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は48ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。分譲住宅申請でした。この担当委員12番委員お願いいたします。

12 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程を

よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員

ありません。

議 長

意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 36 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、49 ページをご覧ください。 議案第 36 号 農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。50 ページから 52 ページ 今月の新規分は、賃借権設定です。51 ページをご覧ください。今月新規利用権設定が、田の合計が 20,996 m²畑は、849 m²です。計 21,845 m²です。次の 52 ページをご覧ください。こちらは、農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 1 件であります。田の 872 m²あります。畑等はありませんので計の 872 m²であります。次の 53 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 28 年 8 月 10 日提出 上益城郡御船町。
次のページをご覧ください。

平成 28 年第 8 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 233,810 m²畑の累計は、13,927 m²。田畑合計で 247,737 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 7,663 m²となっております。畑はありませんので累計は、7,663 m²です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 　　ございませんか。　　　　　それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

　　　全委員賛成で、承認、決定いたします。　　　　続きまして、報告第 9 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　はい、55 ページをご覧ください。
報告第 9 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

　　　平成 28 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。今月は、2 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、56・59 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 　　はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 　　・農地利用意向調査にご協力をお願いの件について内容説明
農地の分類について 課税についての説明 今後の対応方法の説明 農業委員さんへのお願い。
・新たな「農業委員会憲章」についての説明
・国有財産の売り払いの説明・承認

議 長 　　これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

14 番

㊟

18 番

㊟

